

墨田区子育てひろば条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第82号

墨田区子育てひろば条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区子育てひろば条例施行規則（平成13年墨田区規則第91号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「次号」を「第4号」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるものを除き、対象児童が定期利用保育を利用するとき。 免除
第12条第1項第4号中「前3号」を「第1号及び第2号」に改め、「である」の次に「場合であって、当該世帯が一時預かりを利用する」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、第1項第3号に該当することにより利用料金の免除を受けようとする場合は、この限りでない。

第14条を次のように改める。

(利用料金の返還)

第14条 指定管理者は、地震、火災等の災害又は指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者が保育室を利用することができなかったときは、条例第11条ただし書の規定により、利用することができなかった期間に係る利用料金に相当する額を返還するものとする。

付 則

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の墨田区子育てひろば条例施行規則の規定は、令和7年9月以後の利用料金について適用し、同月前の利用料金については、なお従前の例による。